

各 部 局 長 様

企 画 管 理 部 長

平成20年度の予算編成について

本県は、阪神・淡路大震災からの創造的復興を図るため、懸命の努力をしてきた。

これからの10年は、大震災からの復旧復興過程で悪化した財政の改善を図りながら、元気で安全・安心な兵庫づくりを進めていかなければならない。新たな行財政構造改革の取組みは、そのための基盤、枠組みづくりであり、持続可能な行財政構造の確立をめざすものである。

これまでに、全庁挙げて組織、定員・給与、行政施策、公営企業、公社等、行財政全般にわたる総点検を実施するとともに、県議会各会派からの申し入れや、市町、関係団体等からの意見を踏まえ、新行財政構造改革推進方策（第一次案）を策定したところである。

今後、特別委員会における調査・審議や、「行財政構造改革会議」での意見聴取、パブリック・コメントの実施等により、改革案の具体化を進めることとなるが、各部局におかれては、これまでの取組みを踏まえ、下記の事項に留意して予算編成を進めていただきたい。

記

1 本県の財政状況

(1) 平成19年度の状況

平成19年度当初予算は、1,220億円の収支不足が見込まれたことに対し、県債管理基金から過去最大規模の借り入れと、退職手当債や行革推進債等の県債発行を行うことで、ようやく編成し得たものである。

しかし、年度半ばとなる時点で年間収支を見込むと、歳入では県税収入の伸び悩み等により、また、歳出では措置費・医療費や介護給付費県費負担金等の福祉関連経費、退職手当などの義務的経費の増加により、620億円の収支不足が見込まれる。このため、更なる歳入確保努力はもとより、年度後半に予定している行政経費や投資事業の執行保留も行うなどの歳出抑制に取り組まざるを得ない、非常に厳しい財政状況となっている。

(2) 平成20年度の財政見通し

平成20年度の本県財政を現時点で概観すると、歳入面では県税収入が平成19年度年間見込みから大幅な伸びが期待できないと見込まれる一方で、国における平成20年度の地方財政収支では、地方税、地方交付税等の一般財源総額が、社会保障経費の増が見込まれるなかで微増に留まっていることなど、大幅な歳入の増加は期待できない状況にある。

また、歳出においては、退職手当や公債費、介護給付費県費負担金等の義務的経費の増加が見込まれることから、平成19年度にも増して厳しい財政環境と見込まれる。

2 平成20年度予算編成の基本的方針

平成20年度当初予算は、現在進めている新たな行財政構造改革推進方策の策定に向けた取組みを踏まえた予算となる。しかし、収支不足額を一挙に解消することは困難であることから特別な財源対策を講じざるを得ないが、それは持続可能な行財政構造の枠組みを維持できる範囲内に留めなければならない。

そのため、限られた歳入のなかで、施策の「選択と集中」を徹底して歳出の重点化を図ることにより、「元気で安全・安心な兵庫」への飛躍をめざす。

なお、予算編成過程において、現時点で見込んでいる収支見通しから、県税や地方交付税の大幅減や福祉関係経費等の義務的経費の大幅増等が見込まれる場合は、予算査定作業において更なる見直しを行うこととなるので留意されたい。

3 予算要求枠

新たな行財政構造改革推進方策の策定に向けた取組みを踏まえ、事業のスクラップ・アンド・ビルドを進め、施策の重点化を図ることとして、下記により要求すること。

【要求枠】

- (1) 一般事業枠 平成19年度当初予算の一般事業費一般財源の70%
平成19年度当初予算の施設維持費一般財源の85%
- (2) 新規事業枠 50億円
新規・調整枠 25億円
重点施策枠 25億円
- (3) 個別事業枠：所要額を要求
(対象経費)
人件費、公債費、税交付金・還付金、債務負担行為設定事業
行革見直し事業として別途指定する事業
法令等で負担が義務づけられている経費
特別会計、企業会計（一般会計からの繰出金を含む）
その他指定する事業
- (4) 投資事業枠：下記により要求
公共、国直轄、その他の国庫補助事業、
地方財政計画における投資水準等を基本として、別途定める額

県単独事業
地方財政計画における投資水準等を基本として、別途定める額

災害復旧事業費
所要額

4 要求にあたっての基本的事項

現在進めている、行財政構造改革推進方策の策定に向けた、行財政全般にわたるゼロベースの総点検を踏まえ、少子高齢社会や人口減少社会への対応等、今後の県政課題を展望したうえで、事業等の見直しを進めること。

(1) 事務事業

ア 新たな行財政構造改革推進方策の策定に向けた取組みを踏まえて要求すること。

イ 継続事業については、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとし、それぞれの事業の原点に立ち返った見直し及び代替施策の検討を積極的に行うとともに、事業の必要性・効果・効率性・緊急性等が低下した事業は、廃止・縮小すること。

ウ 新規事業については、平成20年度の非常に厳しい財政収支見通しのなかで、限られた財源の中から捻出し、その重点配分を図るものであるから、既存施策との間でスクラップ・アンド・ビルドを徹底したうえで、優先順位を明確にすること。

特に、少子高齢社会や人口減少社会への対応等、今後の県政課題を展望するなかで各部局が取り組むべき課題を洗い出し、従来の発想にとらわれることなく、新しい時代の要請に応えるため発想を転換し、組織横断的な検討も行ったうえで要求すること。

(2) 一般事務費

ア 賃金、旅費、需用費、使用料、役務費及び物件的委託料
平成19年度当初予算額の70%の水準に抑制

イ 超過勤務手当（一般行政部門）
平成19年度当初予算額の85%の水準に抑制

(3) 投資事業

ア 予算要求にあたっては、震災復興を成し遂げるために、他府県と比較して高い水準にとどまっている本県の投資規模を、国の構造改革や地方財政計画の動向、他府県の投資規模等を勘案して見直すこととしていることを踏まえ、限られた財源の効率的、効果的な活用を図り、県民生活に密接に関連する社会基盤整備に重点化を図ること。

イ また、これまでの既存ストックの有効活用や事業評価の厳格な運用などにより、「つくる」から「つかう」の視点を基本として効率的、効果的な整備を進めること。

(4) 職員定数

本県が将来的に持続可能な行財政構造を構築するためには、行政施策等の抜本的な見直しに併せて、組織の見直し、仕事の進め方の改善等により、効率的・効果的な業

務執行を行い、定員の適正化を図ることが不可避な状況である。

定員については、新行財政構造改革推進方策（第一次案）において、平成20年度から平成30年度までの間に、一般行政部門等の職員数を概ね3割削減することとしており、とりわけ団塊世代の退職時期を迎える前期3ヵ年（H20～H22）で半数の約1.5割の削減を見込んでいるところであるが、現下の厳しい財政状況を認識し、次の視点を踏まえ、積極的な定員削減を進めること。

特に、団塊世代の退職者数が増加する前期においては、事務事業等の廃止・合理化に加え、組織の徹底した見直し、民間委託の推進など定員削減に直結した見直しを行うとともに、正規職員の担当すべき業務の精査および執行方法の見直し等について十分な検討を行い、退職者の再任用や非常勤嘱託員等のさらなる活用を図ること。

既存の組織、事務事業等

- ア 部局の再編、小規模課及び類似・関連業務所管課の統合、係の統合
- イ 地方機関の統廃合、執行体制の見直し
- ウ 外郭団体への派遣職員の見直し
- エ 事務事業の徹底した廃止・縮小・整理及び執行手法の簡素・合理化
- オ 内部事務の執行や決裁手続きなど仕事の進め方の改善
- カ 経理部門、人事管理部門、庶務部門の集約・再編
- キ 監査指導業務、保健指導業務等の効率化
- ク 各種団体、NPO、NGO等との協働及び民間委託の推進
- ケ 市町合併の進展等を踏まえた市町への権限移譲や市町との事務の共同処理の推進
- コ 本庁から地方機関への権限委譲、地方機関の権限の本庁への集約など、本庁・地方機関の役割分担の見直しによる事務の効率化
- サ 公的施設の管理運営の効率化、指定管理者の導入
- シ 試験研究機関の研究課題の厳選による業務縮減、執行体制の効率化

新規の事務事業への対応

- ア 新規の事務事業を行う場合には、効率的な執行方法のあり方について十分な検討を行うこと。
- イ 例外的に、やむを得ず増員が必要とされる場合においても、事務執行方法の工夫等について徹底した検討を行い、その上で必要なもののみ限定することとし、その場合にあっても、原則として、各部局内でスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、再配置により対応すること。

退職者の活用

団塊の世代の退職時期を迎え、退職者が今後、大幅に増加することから、再任用、非常勤嘱託員等による積極的な活用を図ることにより、効率的な業務執行体制を確立すること。

(5) 政策評価手法の活用

成果重視の施策の展開を推進するため、政策評価手法を積極的に活用し、県政推進重点プログラムの政策目標の達成度と目標達成に向けた各種事業の有効性等を評価・

検証し、事業の選択と優先順位を厳しく精査すること。

また、決算における達成度を吟味し、計画通りの達成が困難な場合には、執行方法を再検討するなど、予算・決算と政策評価との一層の連携を図ること。

(6) 公的施設

公的施設については、運営体制や事業内容等の見直しを進め、予算要求基準に基づき施設維持費や経費の縮減に取り組むこと。

なお、施設の利用状況や県と市町の役割分担等を踏まえ移譲等を行うことを検討している公的施設については、関係機関との協議・調整を進めること。

(7) 公社等

県行政と密接な関連のある公社等についても、県に準じて見直しを行うこととし、特に、事業執行において期待される役割を十分に果たすことができないものについては、統廃合や経営改善の促進、県関与の見直しを図ること。

県の財政支援・人的支援については、財政的支援を総点検を踏まえた水準に見直すとともに、県派遣職員数についても、事務事業・組織の徹底した見直し、OB職員の積極的な活用により削減すること。

5 個別留意事項

(1) 歳入に関すること

県税

今後の経済動向、税制改正及び地方財政計画等を総合的に勘案して的確に見積もるとともに、課税客体の的確な把握、効率的な滞納整理、徴収歩合の一層の向上を図り、県税収入の確保に努めること。

地方交付税、地方譲与税、県債等

地方財政計画及び地方債計画等を十分考慮し、的確に見積ること

特に、地方交付税については、地方財政収支の8月仮試算において、前年度比4.2%と減額が見込まれていることから、見直しの動向を的確に把握し対処すること。

また、地方債については、国が発行抑制方針を打ち出してきていることから、従前にも増して、発行の必要性を吟味すること。

国庫支出金

国庫補助負担金は、単に補助制度があるからといって受け入れることのないよう、事業の必要性・緊急性・効果等を総合的に検討し、厳正に取捨選択を行うとともに、補助制度が廃止されたり県費随伴の義務がなくなったものについては、県単独事業としての実施の必要性について厳正に吟味すること。

使用料・手数料

使用料・手数料については、県民負担の公平性の確保や、県民の利便性の向上及び施設の有効活用の観点に配慮しつつ、他の類似施設との均衡、国の動向等も勘案

して、その適正化に努めること。

その他の歳入

分担金・負担金等については、受益者負担の原則にたち、地方財政法等の趣旨を踏まえ、適正に見積もること。

また、特定財源についても、その趣旨を踏まえたうえで、さらなる有効活用について検討すること。

施設命名権(ネーミングライツ)の設定、広告収入など新たな財源の確保に取り組むこと。

(2) 歳出に関すること

通年予算を編成する観点から、原則として年度途中での補正を行わない予定であるので、可能な限り事業を把握して、年間見込額を要求すること。

定数配置の適正化を図るため、

ア 新規・拡充事業の要求に伴いやむを得ず、増員が必要となる場合は、既存事業の見直しを行い、増員とそれに見合う減員を記載した様式(別途指定)を2部(財政課、人事課分)提出すること。

イ 外郭団体へ事業委託等を行うため、外郭団体に増員を要求する場合は、事業予算に併せて要求すること。

なお、職員の派遣等を想定している場合も、上記と同様の対応をすること。

ウ 外部委託等により現員を削減する場合は、その経費について、要求枠に加算して要求を認めるので、別途指定する様式により要求すること。

職員給与費については、平成19年12月分支給日現在の現員現給を基礎として、これに平成20年度中の定期昇給見込額を加えた額を算定すること。

なお、定数配置の見直しに伴う所要額の増減及び今後予定されている平成19年度給与改定等についての人事委員会勧告の実施等に伴う所要額の増減については、予算編成過程で調整する。

政策評価制度を予算編成においてより積極的に活用するため、県政推進重点プログラムの政策目標の達成度と目標達成に向けた当該事業の有効性等を精査のうえ要求すること。

職員提案、政策課題研究グループ、事業化テスト等における創意と工夫のある提案については、十分な検討の上施策に活用するよう努めること。

予算事項については、積極的に整理合理化を図るとともに、施策内容を的確に表す名称への変更を行うこと。

(3) 県民局予算等

県民局から本庁各部に対する全県的な課題に対応するための施策、事業等について要求等を行う事業を一元化することとして、「直接要求事業」、「推奨事業」を「予算措置要求事業」に統合する。

「予算措置要求事業」は、下記の事業について本庁各部及び財政課に要求すること。

ア 全県的な課題に対応するための新たな施策、事業

イ 全県的な課題に対応するために、当該課題に関連する既存事業を廃止、組み替えて実施すべきと考えられる事業

ウ 本庁の既存事業のうち、実施方法の改善等を行うことにより事業効果が高まると考えられる事業

地域固有の課題を解決するために県民局が実施する事業については、地域戦略推進費により対応すること。

県民局における定数配置については、本庁関係部局の新年度の事業実施体制を踏まえ、効率的な執行体制となるよう見直した上で、県民局が直接要求を行うこと。

6 特別会計

一般会計と区分して経理している特別会計についても、新たな行財政構造改革推進方策の策定に向けた取組みを踏まえ、一般会計に準じ事業全般にわたる見直しを行い、資金計画を検討のうえ算定すること。

7 公営企業会計

独立採算を経営の基本としている公営企業会計についても、新たな行財政構造改革推進方策の策定に向けた取組みを踏まえ、一般会計に準じ事業全般にわたる見直しを行い、中長期の経営計画を見通したうえで算定すること。